

## 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策） 都道府県事業実施方針

都道府県名 長崎県

策定：令和5年3月10日

### I 収益性向上対策

#### 1 目的

本県では、これまでに先導的園芸経営体の育成やマーケットイン対策を実践する園芸産地の強化、地域の創造による新産地の育成に取り組んできたところであるが、気候変動などにより生産が不安定、燃油や生産資材等の高止まりによりコストが上昇、担い手や労力不足による生産性の低下と産地の縮小、消費量減少や消費者嗜好の変化による販売不振等の課題が出てきているところである。また、平成30年産から米の直接支払交付金の廃止や数量配分の見直しにより、米の需給状況が不安定になることが懸念され、さらに、今般のTPP等の発効により、輸入農産物の増加や国内産地の品目転換による国内市場の供給過剰による価格低迷で、農家所得の減少が懸念されているところである。

このため、県内の産地では、市場や実需者が求める定時、定量、定質の実現を図るための新技術導入・生産施設等の整備や多収化・低コスト化・労働生産性の向上、スマート農業技術の導入等を図る生産技術の高度化、産地の新たな担い手や集落営農を育成する仕組みづくりの構築、生産基盤の整備や農地・施設の流動化、水田での園芸産地育成など産地の維持・拡大、需要動向を見据えた商品づくり等を図る取り組みを早急に進める必要がある。

そこで、「総合的なTPP等関連施策大綱」に基づき、産地の競争力を強化するため、県の農産と園芸の振興方針「長崎県水田農業推進方針」と「チャレンジ園芸1000億達成計画」を基に、「労働生産性の向上」や「実需者が求める定時、定量、定質の実現」、「イノベーション技術導入」、「産地と実需者の連携による加工用産地の育成」、「水田をフルに活用した野菜、花きなど園芸作物の作付拡大」などの取り組みを県、市町、農業団体等が一体となり推進し、産地の収益力向上を図る産地パワーアップ計画を策定した水田・畑作・野菜・果樹等の産地に対し、本実施方針に基づき総合的な支援を実施する。

#### 2 基本方針

作物名	
1. 農産 （品目名：別添1のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・多収が期待できる水稻高温耐性品種への転換</li> <li>・集落営農組織への土地利用集積や作業受委託の推進</li> <li>・機械利用組合や農作業受委託組織設立等による作業の集約</li> <li>・ライスセンター等の再編合理化の推進</li> <li>・共同育苗ハウス導入によるコスト低減</li> <li>・暗渠整備、額縁明渠等の施工による収量向上</li> <li>・大豆300A技術や摘心技術導入による収量向上</li> </ul> </li> <li>○販売額の10%以上の増加                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・食味計、色彩選別機等の導入による品質の向上</li> <li>・担い手の農地集積による販売額の増加</li> </ul> </li> <li>○農産物輸出の取組について、                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>②新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ul> </li> <li>・輸出に対応したライスセンター等の再編統合や機能向上の取組推進</li> <li>・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、輸出向け品目の生産に向けた取組を推進</li> </ul>

	<p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農組織への土地利用集積や作業受委託の推進</li> <li>・高性能機械・施設の導入により、作業の効率化、省力化を推進</li> <li>・機械利用組合や農作業受委託組織設立等による作業の集約</li> <li>・ライスセンター等の再編合理化の推進</li> </ul> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとするができる。</p>
<p>2. 果樹 (品目名：別添1のとおり)</p>	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化・省エネ機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化・コスト削減に向けた取組みを推進</li> <li>・集出荷貯蔵施設の高度化を推進</li> </ul> <p>○販売額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県において競争力のある品種について、園地若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進</li> <li>・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組みを推進</li> <li>・集出荷貯蔵施設の高度化を推進</li> </ul> <p>○契約栽培割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県において競争力のある品種について、園地若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進</li> <li>・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組みを推進</li> <li>・集出荷貯蔵施設の高度化を推進</li> </ul> <p>○農産物輸出の取組について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>②新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に対応した集出荷施設の再編統合や高度化の推進</li> <li>・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、輸出向け品目の生産に向けた取組を推進</li> </ul> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集出荷貯蔵施設の高度化を推進</li> <li>・省力化機械の導入および基盤整備等により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組みを推進</li> </ul> <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>○燃油使用量の15%以上の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとするができる。</p>

### 3. 野菜

(品目名：別添1のとおり)

#### ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・圃場準備から選果調整まで基幹作業の省力化機械導入による効率的な作業体系の確立
- ・集出荷施設の機能向上や再編合理化の推進
- ・省エネ設備の導入による光熱動力費の低減
- ・育苗方法の改良やIPM農業実践による農薬費の削減推進

#### ○販売額の10%以上の増加

- ・災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入により収益性の高い施設野菜の産地形成を推進
- ・収量や品質を向上させるための環境制御技術等の導入推進
- ・収量を向上させるための多収性品種の導入
- ・販売拡大を図る新たな作型を導入するための栽培資材、設備の導入推進
- ・新たな育苗施設や省力化機械、簡易ハウス等の導入による規模拡大を推進

#### ○契約栽培割合の10%以上の増加かつ50%以上

- ・契約栽培を拡大するための栽培資材、設備の導入推進
- ・定時、定量、定質の出荷を図るための環境制御技術等の導入推進

#### ○農産物輸出の取組について、

①直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

②新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上

- ・輸出に対応した集出荷施設の機能向上や再編合理化の推進
- ・輸出向け品目の生産に対応した輸出を拡大するための栽培資材、設備の導入推進

#### ○労働生産性の10%以上の向上

- ・施設野菜における省力化機械・環境制御機器等の導入による省力化を推進
- ・圃場準備から選果調整まで基幹作業の省力化機械導入による効率的な作業体系の確立
- ・集出荷貯蔵施設等の整備および高度化による労働生産性の向上に向けた取組を推進

#### ○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大

- ・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進

#### ○燃油使用量の15%以上の低減

- ・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとする事ができる。

4. 花き  
(品目名：別添1のとおり)

○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材、低温開花性品種、EOD-heating等の導入を推進
- ・定植・収穫・選花選別等の作業の機械化や省力品種の育成・導入を推進

○販売額の10%以上の増加

- ・災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入により収益性の高い施設花きの産地形成を推進
- ・雨よけや少加温で生産できる品目では簡易ハウスの導入により花き産地の形成を推進
- ・電照やシェードによる開花調節や環境制御技術導入による施設の回転率向上や出荷本数増加を推進
- ・本県オリジナル品種の育成・普及や新品目・優良品種の導入により生産性の向上を推進
- ・優良品種導入・炭酸ガス施用による生育促進・ヒートポンプ活用による奇形花対策・光等を利用した病害対策等による品質向上を推進

○契約栽培割合の10%以上の増加かつ50%以上

- ・契約栽培を拡大するための栽培資材、設備の導入推進
- ・定時、定量、定質の出荷を図るための環境制御技術等の導入推進

○農産物輸出の取組について、

- ①直近年の輸出実績がある場合は、輸出处出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ②新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出处出荷額の割合5%以上又は輸出处の年間出荷量10トン以上

- ・輸出に対応した集出荷施設の機能向上や再編合理化の推進
- ・輸出处品目の生産に対応した輸出を拡大するための栽培資材、設備の導入推進

○労働生産性の10%以上の向上

- ・省力化機械・環境制御機器等の導入による省力化を推進
- ・集出荷貯蔵施設等の整備による、労働生産性の向上に向けた取組を推進

○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大

- ・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進

○燃油使用量の15%以上の低減

- ・ヒートポンプ等の省エネ設備や機能性が優れた被覆資材等を推進

ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとする事ができる。

<p>5. 茶 (品目名： ー )</p>	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用型管理機械による栽培体系により収益性の高い茶産地の形成を促進</li> <li>・製茶工場の再編や共同化を推進</li> </ul> <p>○販売額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被覆栽培による高品質な茶生産を実現し収益性の高い産地形成を推進</li> <li>・晩霜・干ばつなどの気象災害に対して強い生産基盤を整備するため、防霜ファンや点滴灌水施設の導入推進</li> <li>・加工用てん茶やティーバッグ用茶など、新たな需要に対応するための荒茶加工施設の導入推進</li> </ul> <p>○契約栽培割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用型管理機械の導入による、飲料原料用茶の生産拡大を推進</li> </ul> <p>○農産物輸出の取組について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>②新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出に対応した茶生産のための加工施設、機械の導入を推進</li> <li>・輸出に対応した茶生産のための資材等の導入を進め、輸出に対応できる茶産地の形成を推進</li> </ul> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設等の整備による労働生産性の向上に向けた取組を推進</li> <li>・機械等の導入による作業の省力化・効率化を図り、労働生産性の向上に向けた取組を推進</li> </ul> <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備や機能が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>○燃油使用量の15%以上の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備や機能が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとするができる。</p>
<p>6. 葉たばこ (品目名： ー )</p>	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化・省エネ機械の導入により葉たばこ栽培における省力化・効率化・コスト削減に向けた取り組みを推進</li> <li>・乾燥施設の再編利用や共同化を推進</li> </ul> <p>○販売額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土づくり、重要病害対策による収量の増加を実現し、収益性の高い葉たばこ産地形成を推進</li> <li>・栽培面積を増反することによる販売額の増加を推進</li> <li>・適期収穫を行うことにより、収穫ロスや台風・病害等のリスクを減らし収量を増加させる取組を推進</li> </ul> <p>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備や機能が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>○燃油使用量の15%以上の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備や機能が優れた被覆資材等を推進</li> </ul> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、各取組中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものとするができる。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

#### (1) 推進・指導体制

- ① 県においては、県全体の事業推進や国、基金管理団体との窓口、計画認定と助成金交付事務は本庁、各産地への事業推進や計画書等の作成指導、事業実施後の産地育成指導は振興局が担当する。
- ② 市町や地域協議会、農業協同組合等の関係団体は、各産地への事業推進や計画認定と助成金交付事務、事業実施後の産地育成指導を担当する。

#### (2) 計画の審査等の方針・体制

- ① 取組主体事業計画の審査に当たり、地域協議会長は、提出のあった事業計画が地域が抱える課題の解決に向けて効果的なものになっているかを構成する市町や農業協同組合等の地域の実情や補助事業に精通した者に審査を行わせる等の審査体制を構築するものとする。
- ② 産地パワーアップ計画の審査に当たり、振興局は管内の地域協議会等から提出があった計画について、地域が抱える課題の解決に向けて効果的なものか産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）（以下「交付等要綱」という。）や県実施方針の要件に照らし審査を行うものとする。本庁は、振興局から進達があった計画について、関係する班が交付等要綱や県実施方針に基づき審査を行うものとする。

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 整備事業

対象作物	取組要件
農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ	<p>○補助対象施設 交付等要綱の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1、共通1、2の要件等を満たす取り組みを事業の対象とする。 ただし、共同利用施設以外の施設整備については、産地の収益力向上に必要な取り組みとして、産地内で合意形成を図るものとする。</p> <p>○産地の範囲 「チャレンジ園芸1000億達成計画」または「儲かるながさき水田経営計画取扱要領」に基づく「産地計画書」等を策定した産地を対象とし、その産地内で栽培や販売の方法を統一するための活動が行われる一定のまとまりがある範囲とする。</p>

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ</p>	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取り組みを事業対象とする。            ただし、共同利用以外の機械・設備のリース導入については、産地の収益力向上に必要な取り組みとして、産地内で合意形成を図るものとする。</p> <p>○助成対象機械・設備及び資材            助成対象とする機械・設備、生産資材は別添2-1のとおりとする。</p> <p>○果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種            【温州みかん】上野早生、原口早生、長崎果研原口1号、宮川早生、田口早生、させぼ温州、長崎果研させぼ1号、石地、大津4号、青島温州、今村温州、伊木力実生優良系統            【中晩柑】不知火、せとか、津之望、リスボン、璃の香            【びわ】長崎早生、なつたより、福原早生、はるたより            【ぶどう】巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、BKシードレス            【なし】幸水、豊水、新高、あきづき、凜夏、甘太            【もも】日川白鳳、あかつき、さくひめ            【いちじく】榊井ドーフィン            【キウイフルーツ】ヘイワード</p> <p>○産地の範囲            「チャレンジ園芸1000億達成計画」または「儲かるながさき水田経営計画取扱要領」に基づく「産地計画書」等を策定した産地を対象とし、その産地内で栽培や販売の方法を統一するための活動が行われる一定のまとまりがある範囲とする。</p>

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
<p>農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ</p>	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取り組みを事業対象とする。            ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で収益性向上対策の取り組みを実施することを前提にしたものとする。</p> <p>○助成対象機械            対象は「②生産支援事業」の対象となる機械のみとする。</p>

## (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### 1 基金事業

#### (1) 計画申請時

##### ①整備事業

実施設計書や見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模決定根拠、施設利用計画、位置図、配置図、平面図、施設の管理運営規程、組織の定款や規約、前年度の青色申告書(農業者の場合)、その他知事が必要と認める資料

##### ②生産支援事業

##### (7)機械・設備のリース

機械リース計画書、申請者の規約(組織の場合)、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、産地の範囲と受益地、設備の設置箇所を示した地図、図面、その他知事が必要と認める資料

##### (4)資材導入等

資材導入等計画書、申請者の規約(組織の場合)、資材等の利用計画、数量などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、産地の範囲と資材設置箇所を示した地図、その他知事が必要と認める資料

##### (7)果樹改植

果樹の改植に係る計画書、苗の植付場所の地図、申請者の規約(組織の場合)

##### ③効果増進事業

技術実証を行う場合は、機械リース計画書、申請者の規約(組織の場合)、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、実証試験の受益地、設備の設置箇所を示した地図、図面、その他知事が必要と認める資料

#### (2) 交付申請時

##### ①整備事業

実施設計書(若しくは概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料)と位置図、計画変更の場合にあつては変更実施設計書等の確認

##### ②生産支援事業

##### (7)機械・設備のリース

機械リース計画書、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、設備の設置箇所を示した地図等の確認

##### (4)資材導入等

資材導入等計画書、資材等の利用計画、数量などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、資材設置箇所を示した地図または図面等の確認

##### (7)果樹改植

果樹の改植に係る計画書、苗の植付場所の地図、申請者の規約(組織の場合)

##### ③効果増進事業

機械リース計画書、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、設備の設置箇所を示した地図等の確認

(3) 請求または実績報告時

①整備事業

出来高設計書、請負契約書、入札結果に関する書類、写真、竣工確認調書、財産管理台帳の写し等の確認

②生産支援事業

(7)機械・設備のリース

入札結果に関する書類、契約書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）、写真、竣工確認調書等の確認

(4)資材導入等

入札結果に関する書類、契約書、請求書、領収書（支払い済みの場合）、写真、竣工確認調書等の確認

(7)果樹改植

果樹の改植に係る計画書、苗木・資材の売買契約書または発注書・請求書・領収書（支払い済みの場合）、作業班の出面簿、植付後の写真、竣工確認調書等の確認

③効果増進事業

入札結果に関する書類、契約書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）、写真、試験結果等資料の確認。

(4) 書類の保存期間

本助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を事業実施主体の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、整備事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。また、生産支援事業は事業終了の翌年度から起算して5年間とし、機械・設備のリース期間が事業終了の翌年度から起算して5年間以上の場合にはリース期間、関係書類を整備保管しなければならない。

2 整備事業

(1) 計画申請時

①整備事業

概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置、配置図、平面図、施設の管理運営規程など前年度の青色申告書（農業者の場合）

(2) 交付申請時

①整備事業

実施設計書（若しくは概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料）と位置図、計画変更の場合にあっては変更実施設計書等の確認

(3) 請求または実績報告時

①整備事業

出来高設計書、請負契約書、入札結果に関する書類、写真、竣工確認調書、財産管理台帳の写し等の確認

(4) 書類の保存期間

本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を事業実施主体の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、整備事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

## 6 取組主体助成金の交付方法

### (1) 産地パワーアップ計画等の認定申請

地域協議会長等は、取組主体事業計画書の提出を受けた場合は、承認申請書に取組主体事業計画を位置付けた産地パワーアップ計画を添付し、市町長に提出するものとする。また、地域協議会長等が効果増進事業を実施する場合は、承認申請書に取組主体事業計画書を添付し、市町長に提出するものとする。市町長は産地パワーアップ計画及び効果増進事業取組主体事業計画書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、計画の内容が適当と判断される場合は、承認申請書に事業計画書を添付し、振興局を経由して知事に提出するものとする。

### (2) 助成金の交付方法

#### ① 交付先

県は、産地生産基盤パワーアップ事業助成金を市町に交付するものとする。ただし、県は、地域の実情に応じて地域協議会等に交付することがある。

#### ② 体制整備

地域協議会等が取組主体に対し交付を行う場合は、事務処理規程や会計処理規程等を整備するとともに、交付に係る事務は複数の職員による確認体制を整備し、適切に会計処理が行われるよう体制を整備するものとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

事業実施に当たり、地域協議会長等が取組主体に対し周知すべき事項

### (1) 事業の要件

交付等要綱別記2の別紙1の「収益性向上対策の事業内容等」にある要件等を満たすこと。

### (2) 事業実施に当たっての条件

- ① 整備事業は、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準じて事業に取り組むこと。
- ② 生産支援事業及び効果増進事業は、売買の契約をする場合は、原則として一般競争入札または指名競争入札、複数の販売会社等の見積もりを提出させることにより業者を選定すること。
- ③ 生産支援事業でリース事業に取り組む場合、リース契約は交付決定後に行うこと。
- ④ 取組主体の事業の着工等は、原則として知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、市町長や地域協議会長等の指導を受け、交付決定前着工(着手)届けを作成し、知事に提出すること。
- ⑤ 事業実施に当たり、一般競争入札等に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省及び地方公共の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### (3) 施設の管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### (4) 財産処分の制限

この事業によって取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。なお、この事業により取得し又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間内において知事の承認を受けて処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部に相当する額を県に納付させることがある。

### (5) 助成金の返納

交付等要綱別記2の第13について、交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、取組主体助成金を速やかに返納すること。

### (6) 事業実施報告及び事業評価

実施状況報告及び取り組み目標の達成状況については、交付等要綱や長崎県産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき地域協議会長等の指示に従い報告すること。

### (7) その他

上記に定めることその他、交付等要綱及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱等関係通知の定めに従うこと。

## 8 その他

交付等要綱共通9による配分基準において同ポイントとなった場合の優先順位の考え方については、別添3-1のとおり。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

本県では、これまでに先導的園芸経営体の育成やマーケットイン対策を実践する園芸産地の強化、地域の創造による新産地の育成に取り組んできたところであるが、気候変動などにより生産が不安定、燃油や生産資材等の高止まりによりコストが上昇、担い手や労力不足による生産性の低下と産地の縮小、消費量減少や消費者嗜好の変化による販売不振等の課題が出てきているところである。また、平成30年産から米の直接支払交付金の廃止や数量配分の見直しにより、米の需給状況が不安定になることが懸念され、さらに、今般のTPP等の発効により、輸入農産物の増加や国内産地の品目転換による国内市場の供給過剰による価格低迷で、農家所得の減少が懸念されているところである。

このため、県内の産地では、市場や実需者が求める定時、定量、定質の実現を図るための新技術導入・生産施設等の整備や多収化・低コスト化・労働生産性の向上、スマート農業技術の導入等を図る生産技術の高度化、産地の新たな担い手や集落営農を育成する仕組みづくりの構築、生産基盤の整備や農地・施設の流動化、水田での園芸産地育成など産地の維持・拡大、需要動向を見据えた商品づくり等を図る取り組みを早急に進める必要がある。

また、近年の露地や施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤の活用や生産装置の継承・強化、生産技術の継承・普及に向けた取組が必要であり、次世代に継承していくことの維持が重要である。

そこで、「総合的なTPP等関連施策大綱」に基づき、産地を維持又は拡大するため、県の農産と園芸の振興方針「長崎県水田農業推進方針」と「チャレンジ園芸1000億達成計画」を基に、「労働生産性の向上」や「実需者が求める定時、定量、定質の実現」、「イノベーション技術導入」、「産地と実需者の連携による加工用産地の育成」、「水田をフルに活用した野菜、花きなど園芸作物の作付拡大」などの取り組みを県、市町、農業団体等が一体となり推進し、産地の収益力向上や生産基盤の強化を図る産地パワーアップ計画を策定した水田・畑作・野菜・果樹等の産地に対し、本実施方針に基づき地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
<p>1. 農産 (品目名：別添1のとおり)</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業受託等のニーズの把握と既存機械の改良・再整備</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等の取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目や品種の生産拡大や転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷による収入の確保等を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>

<p>2. 果樹 (品目名：別添1のとおり)</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・ 継承するハウスへの高度環境制御装置や面積の維持や販売額の向上につながる機械等の導入を推進</li> <li>・ 後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等の取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目及び品種の生産拡大、転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷等による収入の確保を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>
<p>3. 野菜 (品目名：別添1のとおり)</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・ 継承するハウスへの高度環境制御装置や面積の維持や販売額の向上につながる機械等の導入を推進</li> <li>・ 後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等の取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目や品種の生産拡大や転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷による収入の確保等を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>

<p>4. 花き (品目名：別添1のとおり)</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・ 継承するハウスへの高度環境制御装置や面積の維持や販売額の向上につながる機械等の導入を推進</li> <li>・ 後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目や品種の生産拡大や転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷による収入の確保等を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>
<p>5. 茶 品目名：—</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承ニーズの把握と茶園の改修・再整備</li> <li>・ 継承する茶園への防霜施設や面積の維持・販売額の向上につながる機械等の導入を推進</li> <li>・ 後継者のいない茶園と、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等の取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目や品種の生産拡大や転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷による収入の確保等を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>

<p>6. 葉たばこ 品目名：—</p>	<p>○総作付面積又は販売額の維持又は増加するための、以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・ 広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・ 再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> <li>・ 栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・ 技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・ 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）取得のための実技及び座学による研修会や免許の取得機会を拡大する研修会の開催等の取組</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の目標の達成に資する以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高付加価値化や多収性等に資する品目や品種の生産拡大や転換等を推進</li> <li>・ 契約販売率の増加や安定出荷による収入の確保等を図るため、周年栽培等への転換の推進</li> <li>・ 労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほ場の設置</li> <li>・ 生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> <li>・ 生産コストの低減や労働生産性向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催</li> </ul>
--------------------------	--

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 推進・指導体制</p> <p>① 県においては、県全体の事業推進や国、基金管理団体との窓口、計画認定と助成金交付事務は本庁、各産地への事業推進や計画書等の作成指導、事業実施後の産地育成指導は振興局が担当する。</p> <p>② 市町や地域協議会、農業協同組合等の関係団体は、各産地への事業推進や計画認定と助成金交付事務、事業実施後の産地育成指導を担当する。</p> <p>(2) 計画の審査等の方針・体制</p> <p>① 取組主体事業計画の審査に当たり、地域協議会長は、提出のあった事業計画が地域が抱える課題の解決に向けて効果的なものになっているかを構成する市町や農業協同組合等の地域の実情や補助事業に精通した者に審査を行わせる等の審査体制を構築するものとする。</p> <p>② 産地パワーアップ計画の審査に当たり、振興局は管内の地域協議会等から提出があった計画について、地域が抱える課題の解決に向けて効果的なものか交付等要綱や県実施方針の要件に照らし審査を行うものとする。本庁は、振興局から進達があった計画について、関係する班が交付等要綱や県実施方針に基づき審査を行うものとする。</p>
--

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
<p>農産、野菜、果樹、花き、 葉たばこ</p>	<p>○取組要件 交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とし、産地内で合意形成を図るものとする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 助成対象とする機械・設備、生産資材は別添2-2のとおりとする。</p>

## ② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹、茶、永年性工芸作物	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。            ただし、共同利用以外の機械・設備のリース導入については、産地の生産基盤強化に必要な取り組みとして、産地内で合意形成を図るものとする。</p> <p>○助成対象機械・設備及び資材            助成対象とする機械・設備、生産資材は別添2-2のとおりとする。</p> <p>○果樹の再整備・改修を行う場合の対象品目            助成対象とする品目は別添1のとおりとする。</p> <p>○果樹の改植等を行う場合の対象品目及び品種（チャレンジ園芸1000億達成計画に掲げる重点推進品目および地域振興品目のうち以下に記載する品目のうち下記の品種）            【温州みかん】上野早生、原口早生、長崎果研原口1号、宮川早生、田口早生、させぼ温州、長崎果研させぼ1号、石地、大津4号、青島温州、今村温州、伊木力実生優良系統            【中晩柑】不知火、せとか、津之望、リスボン、璃の香            【びわ】長崎早生、なつたより、福原早生、はるたより            【ぶどう】巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、BKシードレス            【なし】幸水、豊水、新高、あきづき、凜夏、甘太            【もも】日川白鳳、あかつき、さくひめ            【いちじく】榊井ドーフィン            【キウイフルーツ】ヘイワード</p> <p>○産地の範囲            「チャレンジ園芸1000億達成計画」または「儲かるながさき水田経営計画取扱要領」に基づく「産地計画書」等を策定した産地を対象とし、その産地内で栽培や販売の方法を統一するための活動が行われる一定のまとまりがある範囲とする。</p>

（注）果樹等の改植等を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

## ③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ	<p>○ 取組要件            交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。生産基盤の強化に必要な取り組みとして、産地内で合意形成を図るものとする。</p> <p>○ 補助対象機械及び資材            助成対象とする機械・設備、生産資材は別添2-2のとおりとする。</p>

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。            生産基盤の強化に必要な取り組みとして、産地内で合意形成を図るものとする。</p>

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
農産、果樹、野菜、花き、茶、葉たばこ	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材            助成対象とする機械・設備、生産資材は別添2-2のとおりとする。            技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたもの。</p> <p>○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容            大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催する。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。            本取組に必要な農業機械はトラクター、けん引式作業機等の農業用作業に必要な機械とする。</p>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### 1 基金事業

#### (1) 計画申請時

##### ①整備事業

実施設計書や見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模決定根拠、施設利用計画、位置図、配置図、平面図、施設の管理運営規程、組織の定款や規約、前年度の青色申告書(農業者の場合)、その他知事が必要と認める資料  
農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は既存ハウスの写真、既存ハウスの位置図等に関する資料

##### ②その他

##### (7)機械・設備のリース

機械リース計画書、申請者の規約(組織の場合)、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、産地の範囲と受益地、設備の設置箇所を示した地図、図面、その他知事が必要と認める資料

##### (4)資材導入等

資材導入等計画書、申請者の規約(組織の場合)、資材等の利用計画、数量などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、産地の範囲と資材設置箇所を示した地図、その他知事が必要と認める資料

##### (7)果樹園・茶園の再整備

果樹園・茶園の再整備に係る計画書、見積書等事業費の算定根拠となる資料、申請者の規約(組織の場合)、品種・植栽本数等再整備の詳細がわかるもの、受益地の位置図、図面、その他知事が必要と認める資料

##### (エ)生産装置の継承・強化、生産技術の継承・普及に向けた取組等

実証計画に関する資料、見積書等事業費の積算根拠となる資料、技術実証を行う場合は、機械リース計画書、申請者の規約(組織の場合)、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、実証試験の受益地、設備の設置箇所を示した地図、図面、その他知事が必要と認める資料

#### (2) 交付申請時

##### ①整備事業

実施設計書(若しくは概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料)と位置図、計画変更の場合にあっては変更実施設計書等の確認

##### ②その他

##### (7)機械・設備のリース

機械リース計画書、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、設備の設置箇所を示した地図等の確認

##### (4)資材導入等

資材導入等計画書、資材等の利用計画、数量などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、資材設置箇所を示した地図または図面等の確認

##### (7)果樹園・茶園の再整備

果樹園・茶園の再整備に係る計画書、見積書等事業費の算定根拠となる資料、申請者の規約(組織の場合)、品種・植栽本数等再整備の詳細がわかるもの、受益地の位置図、図面、その他知事が必要と認める資料

##### (エ)生産装置の継承・強化、生産技術の継承・普及に向けた取組等

実証計画に関する資料、見積書等事業費の積算根拠となる資料、技術実証を行う場合は、機械リース計画書、申請者の規約(組織の場合)、機械・設備の利用計画、能力・台数などの算定根拠、概算見積書等の写し、カタログ、実証試験の受益地、設備の設置箇所を示した地図、図面、その他知事が必要と認める資料

(3) 請求または実績報告時

①整備事業

出来高設計書、請負契約書、入札結果に関する書類、写真、竣工確認調書、財産管理台帳の写し等の確認

②その他

(7)機械・設備のリース

入札結果に関する書類、契約書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）、写真、竣工確認調書等の確認

(4)資材導入等

入札結果に関する書類、契約書、請求書、領収書（支払い済みの場合）、写真、竣工確認調書等の確認

(7)果樹園・茶園の再整備

果樹園及び茶園の再整備に係る実績書、入札結果に関する書類、契約書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）、事業実施前後の写真、竣工確認調書等の確認書類、その他知事が必要と認める書類

(エ)生産装置の継承・強化、生産技術の継承・普及に向けた取組等

入札結果に関する書類、契約書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）、写真、試験結果や活動実績等資料の確認

(4) 書類の保存期間

本助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を事業実施主体の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、整備事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。また、生産支援事業は事業終了の翌年度から起算して5年間とし、機械・設備のリース期間が事業終了の翌年度から起算して5年間以上の場合はリース期間、関係書類を整備保管しなければならない。

2 整備事業

(1) 計画申請時

①整備事業

実施設計書や見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模決定根拠、施設利用計画、位置図、配置図、平面図、施設の管理運営規程、組織の定款や規約前年度の青色申告書(農業者の場合)、その他知事が必要と認める資料  
農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は既存ハウスの写真、既存ハウスの位置図等、継承計画に関する資料

(2) 交付申請時

①整備事業

実施設計書（若しくは概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料）と位置図、計画変更の場合にあつては変更実施設計書等の確認

(3) 請求または実績報告時

①整備事業

出来高設計書、請負契約書、入札結果に関する書類、写真、竣工確認調書、財産管理台帳の写し等の確認

(4) 書類の保存期間

本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を事業実施主体の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、整備事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

## 6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

優先順位の考え方については、別添3—2のとおり。

## 7 取組主体助成金の交付方法

### (1) 産地パワーアップ計画等の認定申請

地域協議会長等は、取組主体事業計画書の提出を受けた場合は、承認申請書に取組主体事業計画を位置付けた産地パワーアップ計画を添付し、市町長に提出するものとする。市町長は産地パワーアップ計画及の提出を受けた場合は、その内容を審査し、計画の内容が適当と判断される場合は、承認申請書に事業計画書を添付し、振興局を経由して知事に提出するものとする。

### (2) 助成金の交付方法

#### ①交付先

県は、産地生産基盤パワーアップ事業助成金を市町に交付するものとする。ただし、県は、地域の実情に応じて地域協議会等に交付することがある。

#### ②体制整備

地域協議会等が取組主体に対し交付を行う場合は、事務処理規程や会計処理規程等を整備するとともに、交付に係る事務は複数の職員による確認体制を整備し、適切に会計処理が行われるよう体制を整備するものとする。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

事業実施に当たり、地域協議会長等が取組主体に対し周知すべき事項

### (1) 事業の要件

交付等要綱別記2の別紙2の「生産基盤強化対策の事業内容等」にある要件等を満たすこと。

### (2) 事業実施に当たっての条件

- ① 整備事業は、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準じて事業に取り組むこと。
- ② 生産支援事業は、売買の契約をする場合は、原則として一般競争入札または指名競争入札、複数の販売会社等の見積もりを提出させることにより業者を選定すること。
- ③ 生産支援事業でリース事業に取り組む場合、リース契約は交付決定後に行うこと。
- ④ 取組主体の事業の着工等は、原則として知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、市町長や地域協議会長等の指導を受け、交付決定前着工(着手)届けを作成し、知事に提出すること。
- ⑤ 事業実施に当たり、一般競争入札等に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### (3) 施設の管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### (4) 財産処分の制限

この事業によって取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。なお、この事業により取得し又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間内において知事の承認を受けて処分したことにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部に相当する額を県に納付させることがある。

### (5) 助成金の返納

交付等要綱別記2の第13について、交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、取組主体助成金を速やかに返納すること。

### (6) 事業実施報告及び事業評価

実施状況報告及び取組目標の達成状況については、交付等要綱や県実施要領に基づき地域協議会長等の指示に従い報告すること。

### (7) その他

上記に定めることその他、交付等要綱及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱等関係通知の定めに従うこと。

## 9 その他

(別添1)

○対象品目

作物	品 目
農産	水稲(主食用米、酒造好適米、新規需要米)、麦、大豆、そば、加工用かんしょ
果樹	かんきつ、びわ、ぶどう、なし、もも、いちじく、キウイフルーツ
野菜	いちご、トマト、アスパラガス、レタス、ブロッコリー、ばれいしょ、だいこん、にんじん、たまねぎ、きゅうり、なす、かぼちゃ、スイカ、メロン、にがうり、スイートコーン、キャベツ、はくさい、にら、ほうれんそう、こまつな、白ねぎ、たかな、インゲン、ソラマメ、さやえんどう、実えんどう、スナップエンドウ、パプリカ、にんにく
花き	きく、カーネーション、ばら、草花、花木、鉢もの、洋ラン、苗もの
茶	-
葉たばこ	-

## (別添2-1)

## 生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
農産	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サブソイラ、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○播種機や田植機、防除機、コンバイン等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○色彩選別機や乾燥機等の出荷・調整に必要な機械、その他米・麦・大豆等の産地収益力強化に必要な機械</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> <li>○パイプハウス(育苗用)※資材は自力施工が可能なものに限る。</li> </ul>
果樹	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肥料散布機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械</li> <li>○スピードスプレーヤー、乗用草刈機、チップパー等樹園地管理に必要な機械</li> <li>○選果機等出荷調整管理に必要な機械・設備</li> <li>○花粉採取機、精選機、開約機、交配機等の花粉交配に必要な機械</li> <li>○かん水設備、加温機、省エネ設備等のその他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス資材、果樹棚資材、シートマルチ関連資材、灌水設備資材等の果樹の収益力向上に必要な資材</li> <li>※資材は自力施工が可能なものに限る。</li> <li>○簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> </ul>
野菜	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルスプレッダー、ブロードキャスター等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○移植機、乗用多目的作業車、収穫機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○予冷库等の品質保持に必要な設備</li> <li>○選果・選別機、調整機等の作業の効率化に必要な機械・設備</li> <li>○加温機、炭酸ガス発生装置、環境制御装置等の定時・定質・定量出荷に必要な機械・設備</li> <li>○省エネ機材、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス(栽培用、育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材等)、収量増加、品質向上に必要な資材等の野菜の収益力向上に必要な資材</li> <li>簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> <li>※パイプハウスの資材は自力施工が可能なものに限る。</li> </ul>
花き	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルスプレッダー、ブロードキャスター等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○播種機、肥料散布機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○予冷库等の品質保持に必要な設備</li> <li>○選花・選別機、調整機等の作業の効率化に必要な機械・設備</li> <li>○加温機、炭酸ガス発生装置、環境制御装置等の定時・定質・定量出荷に必要な機械・設備</li> <li>○省エネ機材、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パイプハウス(栽培用、育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材、ミスト灌水等)、収量増加、品質向上に必要な資材等の花きの収益力向上に必要な資材</li> <li>簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> <li>※パイプハウスの資材は自力施工が可能なものに限る。</li> </ul>

対象作物	補助対象機械及び資材
茶	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肥料散布機、鋤刈り機等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○摘採機、防除機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○防霜ファン等の気象災害による被害防止に必要な施設</li> <li>○荒茶加工機械、仕上げ加工機械等の省力・省コスト化に必要な機械・施設</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寒冷紗、点滴灌水資材</li> </ul> <p>※資材は自力施工が可能なものに限る。</p>
葉たばこ	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サブソイラー、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○高架型作業機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○葉たばこの乾燥調製に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス(育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材等)、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> </ul> <p>※資材は自力施工が可能なものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○針ラック等乾燥に必要な資材</li> </ul>
施設園芸用機器	<p>機器と制御装置を機器一式としてリース導入するもの</p> <p>(1)循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を、同一施設内に、省エネ設備として機器一式でリース導入する場合</p> <p>(2)炭酸ガス発生装置と制御装置を同一施設内に機器一式でリース導入する場合</p>

(別添2-2)

○生産基盤強化対策事業における農業用ハウスの再整備・改修のうちハウスの再整備・改修における対象となるハウスの種類について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・単棟ハウス</li> <li>・連棟標準型</li> <li>・連棟補強Ⅰ型</li> <li>・連棟補強Ⅱ型</li> <li>・低コスト耐候性ハウス</li> <li>・簡易ハウス</li> </ul>
---

○生産基盤強化対策事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材	上限事業費
農産	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サブソイラ、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○播種機や田植機、防除機、コンバイン等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○色彩選別機や乾燥機等の出荷・調整に必要な機械、その他米・麦・大豆等の生産基盤強化に必要な機械</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> <li>○パイプハウス(育苗用)</li> </ul>	取組の規模に応じた適切な事業費を上限とする
果樹	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肥料散布機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械</li> <li>○スピードスプレーヤー、乗用草刈機、チップパー等樹園地管理に必要な機械</li> <li>○選果機等出荷調整管理に必要な機械・設備</li> <li>○花粉採取機、精選機、開葯機、交配機等の花粉交配に必要な機械</li> <li>○かん水設備、加温機、省エネ設備等のその他果樹の生産基盤強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス資材、果樹棚資材、シートマルチ関連資材、灌水設備資材等の果樹の収益力向上に必要な資材</li> <li>○簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自力施工による費用は対象外)</li> </ul> <p>3. 圃場の再整備・改修にかかる資材等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○作業道の導入・改良、圃場改良にかかる資材費及び作業労賃(自力施行による費用は対象外)</li> <li>○既存のハウス、果樹棚、防風ネット、鳥獣害被害対策資材等の再整備、改修に必要な資材費</li> <li>○再整備、改修の施工に関する経費、既存施設の解体、撤去及び移設に必要な経費(自力施工による費用は対象外)</li> </ul>	
野菜	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニユアスプレッダー、ブロードキャスター等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○移植機、乗用多目的作業車、収穫機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○予冷库等の品質保持に必要な設備</li> <li>○選果・選別機、調整機等の作業の効率化に必要な機械・設備</li> <li>○加温機、炭酸ガス発生装置、環境制御装置等の定時・定質・定量出荷に必要な機械・設備</li> <li>○省エネ機材、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他野菜の生産基盤強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス(栽培用、育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材等)、収量増加、品質向上に必要な資材等の野菜の収益力向上に必要な資材</li> <li>○簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> </ul>	

対象作物	補助対象機械及び資材	上限事業費
花き	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアルブレッダー、ブロードキャスター等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○播種機、肥料散布機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○予冷库等の品質保持に必要な設備</li> <li>○選花・選別機、調整機等の作業の効率化に必要な機械・設備</li> <li>○加温機、炭酸ガス発生装置、環境制御装置等の定時・定質・定量出荷に必要な機械・設備</li> <li>○省エネ機材、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他花きの生産基盤強化に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <p>パイプハウス(栽培用、育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材、ミスト灌水等)、収量増加、品質向上に必要な資材等の花きの収益力向上に必要な資材 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</p>	
茶	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○肥料散布機、裾刈り機等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○摘採機、防除機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○防霜ファン等の気象災害による被害防止に必要な施設</li> <li>○荒茶加工機械、仕上げ加工機械等の省力・省コスト化、生産基盤強化に必要な機械・施設</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寒冷紗、点滴灌水資材</li> </ul> <p>3. 圃場の再整備・改修にかかる資材等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○作業道</li> <li>○防風ネット、鳥獣害被害対策資材等の再整備、改修に必要な資材費</li> <li>○再整備、改修の施工に関する経費、既存施設の解体、撤去及び移設に必要な経費(自力施工による費用は対象外)</li> </ul>	
葉たばこ	<p>1. リース方式による農業機械等の導入対象機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サブソイラー、マニュアルブレッダー等の土壌改良に必要な機械・圃場準備に必要な機械</li> <li>○高架型作業機、移植機等の機械化一貫体系に必要な機械</li> <li>○葉たばこの乾燥調製に必要な機械・設備</li> </ul> <p>2. 生産資材等の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パイプハウス(育苗用)資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材等)、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃(自家施工による費用は対象外)</li> <li>○針ラック等乾燥に必要な資材</li> </ul>	
施設園芸用機器	<p>機器と制御装置を機器一式としてリース導入するもの</p> <p>(1)循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置を、同一施設内に、省エネ設備として機器一式でリース導入する場合</p> <p>(2)炭酸ガス発生装置と制御装置を同一施設内に機器一式でリース導入する場合</p>	

(別添3-1)

1. 交付等要綱共通9による配分基準において同ポイントとなった場合の優先順位の考え方について

- (1) 前年度または同一年度に被った災害(台風等被害対策に係る県の助成の考え方(平成16年10月18日農産園芸課)の要件を満たすもの)を機に、産地強化に取り組む産地パワーアップ計画を優先する。
- (2) (1)に配分した残りの予算配分は、予算の範囲内で「2. ポイント算定方法」を基にポイントを算出し、ポイントが高い計画から予算の配分を行う。
- (3) 最後の事業予算枠に同一ポイントの計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の配分を行う。

2. ポイント算定方法

別紙の(1)のポイントにて算出する。

(別添3-2)

## 1. 生産基盤強化対策における優先順位の考え方について

- (1) 前年度または同一年度に被った災害(台風等被害対策に係る県の助成の考え方(平成16年10月18日農産園芸課)の要件を満たすもの)を機に、生産基盤強化に取り組む産地パワーアップ計画を優先する。
- (2) (1)に配分した残りの予算配分は、予算の範囲内で「2. ポイント算定方法」を基にポイントを算出し、ポイントが高い計画から予算の配分を行う。
- (3) 最後の事業予算枠に同一ポイントの計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の配分を行う。

## 2. ポイント算定方法

別紙の(1)のポイントにて算出する。

(別紙)

(1)取組み主体ポイント

項目	内容	ポイント
産地パワーアップ計画との関係	取組主体の計画が既に産地パワーアップ計画に盛り込まれている場合 ※当該年度に認定された産地パワーアップ計画において、次年度以降の取組として計画されている事業(例:令和元年度に認定された産地パワーアップ計画に、令和2年度以降の取組として計画されている事業)	2
産地計画等との関係	取組主体が産地計画(チャレンジ園芸1000億達成計画、儲かるながさき水田経営計画)を作成しており、計画に基づき事業に取り組む場合(新たに計画を策定する場合も対象)	2
受入団体等登録制度の充実	受入団体等登録制度による新規就農者の就農実績がある登録産地が取り組む場合	2
	受入団体等登録制度の登録産地が取り組む場合	1
集落営農組織の育成	取組主体に集落営農法人が含まれる場合	2
	取組主体に特定農業団体が含まれる場合	1
県重点品目等の推進	「チャレンジ園芸1000億達成計画」にある重点推進品目による取組の場合	2
	「チャレンジ園芸1000億達成計画」にある地域推進品目による取組の場合	1
取組主体の構成員	3名以上の農業者が共同で利用する機械・施設を導入する場合	1
雇用型経営体の経営改善	取組主体に雇用型経営体(農業所得1,000万円経営体)が含まれる場合	1
認定農業者の経営改善	取組主体の構成員全員が認定農業者であり、経営改善計画の達成につながる取組の場合	1
新規就農者の確保対策	取組主体に新規就農者が含まれる場合	1
耕作放棄地対策	取組主体が耕作放棄地を復旧して取り組む場合	1
農地中間管理機構の活用による農地集積	取組主体が農地中間管理機構を活用した農地集積による規模拡大につながる取り組みを行う場合(※A to Aは含まない)	1

【取組主体推進ポイント】

・「取組主体」の項目については、取組主体ごとに算定し平均した値をポイントとし、産地パワーアップ計画のポイントとする。

チャレンジ園芸1000億達成計画に掲げる重点推進品目等

区分	品目
重点推進品目	果樹:みかん、中晩柑、びわ 野菜:ばれいしょ、いちご、アスパラガス、トマト、だいこん レタス、にんじん、たまねぎ、ブロッコリー 花き:きく、カーネーション、トルコギキョウ 茶 葉たばこ
地域推進品目	重点推進品目以外で、産地及び地域の関係機関が一体的に推進する品目 ※5年後に重点品目の産地要件を目指すもの